

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル
日・EU 両政府への提言
[仮訳]

2022年11月15日 東京

ワーキング・パーティ 1
貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制

ワーキング・パーティ・リーダー：

共同議長
欧州ビジネス協会（EBC）
会頭
ミハエル・ムロチェク

共同副議長
BUSINESS EUROPE
事務局長
マーカス・ベイレール

共同議長
丸紅株式会社
顧問
黒石邦典

共同副議長
地球産業文化研究所
顧問
福川伸次

略語一覧

略語	意味
AEOs	認定事業者
APA	事前確認制度
ATP	技術的進歩への適応化
BEPS	税源浸食と利益移転
BPR	バイオサイド規制
CAA	消費者庁
CbCR	国別報告
CCCTB	共通連結法人税課税標準
CE	欧州基準適合
CLP	分類表示包装
CMR	発がん性、変異毒性または生殖毒性
CoRAP	共同体ローリング行動計画
DDA	ドーハ開発アジェンダ
ECHA	欧州化学物質庁
EIOPA	欧州保険年金監督機構
EN	欧州規格
EP	欧州議会
EPA	経済連携協定
EU	欧州連合
FDI	海外直接投資
FSA	金融庁
FTA	自由貿易協定
FTT	金融取引税
G8	主要 8 か国
G20	主要 20 か国・地域
GATS	サービスの貿易に関する一般協定
GDP	国民総生産
GHS	化学品の分類及び表示に関する世界調和システム
GoJ	日本政府
GPA	政府調達に関する協定
GPS	世界製品戦略
HSE	健康・安全・環境
ICTs	企業内転勤者

IEC	国際電気標準会議
IPM	インターフェース・パブリック・メンバーズ
ISO	国際標準化機構
JAS	日本農林規格
JELMA	一般社団法人日本照明工業会
JET	財団法人電気安全環境研究所
JETRO	日本貿易振興会
JIS	日本工業規格
JR	ジェイアール
KPIs	重要業績評価指標
LED	発光ダイオード
LoA	利用状
MAFF	農林水産省
METI	経済産業省
NTM	非関税措置
NOL	純営業損失
OECD	経済協力開発機構
OR	唯一の代理人
PPPR	植物保護製品規制
PSE	電気用品安全法
R&D	研究開発
REACH	欧州化学品規制（化学物質の登録、評価、許可、制限）
RoHS	欧州特定有害物質使用制限指令
SDS	安全データシート
SIEF	物質情報交換フォーラム
SMEs	中小企業
SVHC	高懸念物質
UNECE	国際連合欧州経済委員会
VAT	付加価値税
WCO	世界税関機構
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関
WP	ワーキング・パーティ

序文

日・EU の連携は長年の協力関係に基づく。この関係はウクライナ情勢を含む最近の地政学的な緊張の高まりの中でますます強まった。EU と日本は、価値観と原則を共有する緊密な同志として、強固な貿易関係と投資関係を結んでいる。今年、日・EU 経済連携協定（EPA）が発効して 3 年になる。その間に、この協定が日・EU 経済関係の基盤であることが証明された。2021 年には両者間の物品貿易がパンデミック発生前の水準まで回復し、1,250 億ユーロに達した。EPA は全体として円滑に執行されたが、ワーキング・パーティ 1 メンバーは EPA が本提言書及び過去の提言書で述べられた日欧企業が抱える具体的な懸念にも応えるものでなければならないという点を強調する。問題は山積しているため、BRT は、必要な進展を速やかに実現するよう日・EU 両政府に要請する。公正で競争的な事業環境を確保するために多くの改革が必要である。これらは、ワーキング・パーティ 1 メンバーの日欧市場における実務的経験から特定されている。本報告書では、以下の主要な課題に対し具体的な提言を行う。

- 共通の規制環境の構築、可能な限りの規制、基準、販売許可の相互承認、国際標準の採用及び規制協力の推進
- パンデミック下における人の移動の円滑化に関する協議の開始
- 第三市場に関する協力の強化に向けた取り組みの深化及び支援
- 財とサービスの双方に関する国内外の全ての企業の公正な競争及び平等な待遇の保証
- 海外直接投資の条件の改善

そして、最後に、

- 新たな管理上の負担のない BEPS（税源浸食と利益移転）行動の実施を含む、より簡素で負担が軽く合理的な税制の追究

以下の本文中における優先課題の表記については、星印 1 つ (*) は「重要な」提言を示す。（例：WP 1/ # 01* / EJ to EJ）

欧州と日本両産業界からの提言

WP-1 / # 01* / EJ to EJ

EPA 後の日・EU 経済関係の強化

BRT は、日・EU EPA の円滑な執行について、欧州委員会及びその加盟国、ならびに日本政府の双方を称える。BRT は同時に、協定の効果を最大限に引き出すとともに、協定を土台としてシナジー効果の恩恵をさらに受けるために、両者がより高い目標を持つべきであるという点を強調したいと考える。協定の一層の有効活用は、持続可能な連結性及び質の高いインフラの開発推進とともに、新型コロナウイルス危機後の双方の着実な経済回復を確固たるものとするためにも重要なものである。また、新型コロナウイルス危機により明らかとなったサプライチェーンの混乱及び気候変動危機への対応においても、志を同じくする EU 及び日本が、EPA を通じて、相互の補完性及び競争力を強化していくことが重要である。よって BRT は以下の事項を提言する。

規制協力を強化する

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 規制協力、調和及び国際規制及び試験手順の相互認定の追求により、障害のない EU と日本の自由貿易に向けて引き続きさらに努力する。交渉の間に築き上げられた機運が失われないように迅速に行うことが重要である。
- 同様に、EPA が継続的に更新され、必要に応じて新たな側面が加筆されるようにする。例えば、新技術、公衆衛生問題、国境を越えたデータの流れ、データローカライゼーションの禁止要件、デジタル・プロダクトの無差別待遇等が挙げられる。
- より緊密な規制協力が有効な分野においてワーキンググループを立ち上げるべく産業界と直ちに協議する。
- あらゆる規模の企業と定期的に協議し、最適な規制協力の実施を確保する。
- 最近開始された「日・EU デジタル・パートナーシップ」が、デジタル分野における協力を促進し、経済成長と共通の価値に基づく人間中心のデジタル変革を押し進めるよう図る。日・EU デジタル・パートナーシップは、具体的な成果物を提供することを目的とした、日・EU 間の対話及び情報交換に留まらない柔軟な協力手段でなければならない。日・EU デジタル・パートナーシップは、この目的に向けて、特にデジタル貿易の原則を形成し、デジタル貿易のための主要な技術イネーブラーに関する規制協力を促進すべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 規制協力を成功させるためには、双方の交渉担当者に十分な権限を与えて、協議の結果を適切に導入し、執行できるようにしなければならない。それを保証するためのフォローアップが必要である。
- 規制協力を通じて新しい技術を共有し、最小限の時間差で双方の市場に導入することができる。結果として、産業界と消費者、ひいては社会全体がより多くの利益を得られるようになる。日・EU デジタル・パートナーシップは見逃すことのできない機会である。
- パンデミックを乗り越え、確実な経済回復を果たすためには、グローバルな連帯、協力、及び効果的な多国間主義がこれまで以上に不可欠である。したがって、日・EU 関係をますます深化させ、その過程で、こうした協力関係が可能であることを他国に示すことが極めて重要である。

特に中小企業による日・EU EPA の活用を促進する

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 大手企業だけでなく、中小企業も協定を最大限に活用できるようにする。
- EPA を活用することの利点を産業界に積極的に伝える。日本及びEUへの輸出または投資を希望する企業のために、実施される規則（関税、原産地規則、サービス規則、シングルエントリーポイント、許認可機関の連絡先、人材の移動要件等）を伝える実用的なガイドを編集する。

BRTは以下のように考えている。

- 中小企業は、EU と日本の双方の経済にとって重要かつ不可欠な部分である。同時に、中小企業はリソース、そして場合によっては知識すら不足していることがあるため、複雑な制度の活用が困難な傾向にある。EU と日本の貿易がその潜在性を最大限に開花させるためには、中小企業の参加が不可欠である。

第三国における共同投資

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- EU と日本の産業界を引き続き支援し、第三国、特に西バルカン、東欧（ウクライナを含む）、中央アジア、インド太平洋、アフリカにおいて共同で投資を行う。

- 共同投資に関する協議をハイレベルで行うだけでなく、実務的・運用的側面に焦点を当てる。また、双方の企業がその結果を活用し、容易に実行できるようにすべきである。
- 投資及びインフラプロジェクトにおいてシナジー効果を見出すため、持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日・EU パートナシップを有効に活用する。
- 綿密な調整を行い、ODA プロジェクトが一方の地域のサプライヤーに決して偏らないようにする。

BRTは以下のように考えている。

- このような支援は、投資によって生活水準を著しく押し上げることができる発展途上国において特に重要である。
- EU と日本が世界の舞台で引き続き主導的な役割を果たし、競争力を確実に強化することがさらに重要となる。
- 双方の強みをより効果的に活用すべきである。また、協力が可能な場合は、早期の段階で開始すべきである。
- 現在及び将来のパンデミックという問題は、日本と EU が単独で自国内で解決できるものではない。したがって、パンデミックの影響に見舞われているパートナー国に対し、短期的な支援にとどまらない、中長期的な支援を拡充していくことが重要である。

英国の EU 離脱の影響を最小化

BRTはEUに対し以下の点を求める。

- 潜在的なリスクを最小化するために英国との対話を継続し、EU・英国通商協力協定（TCA）の停止または終了を回避するために必要な措置を講じる。
- 金融取引、規制及び標準の調和、必要な技能を持つ労働力へのアクセスを含め、投資及びサービスの面で好ましいビジネス環境を維持・回復する。
- あらゆる業界の声に耳を傾け、新しい取り決めが混乱を招かないようなやり方で実施されるよう取り計らうとともに、必要な措置をできる限り講じる。

BRTは以下のように考えている。

- 英国の EU 離脱は EU、英国、日本にそれぞれ影響を与えるだけでなく、EU と日本の関係にも影響する。

- EU、日本、英国の間の自由で公正な貿易は、ビジネス活動に資するだけでなく、消費者や社会全般の福利を含めて広範な協力や相互利益につながる。その上、継続的に、ルールに基づいた国際秩序や法の支配及び民主主義も促進する。

データの自由な流通を促進する

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- EPA 第 8 条 81 項（3 年ごとの見直し条項）に定められる国境を越えたデータの流れに関する文言を含む、EPA のデジタル貿易に関する章を最高の水準に則って見直し、完成させるために最近開始された交渉を続行する。

BRTは以下のように考えている。

- データは、デジタル経済を推進し、加速させる上で重要な役割を担っている。安全な条件下におけるデータの自由な流通、すなわち日・EU間の「信頼性のある自由なデータの流通」は、ビジネスの機会を創出し、両経済圏の競争力を強化する上で相互に有益である。

WP-1 / # 02* / EJ to EJ 次回 WTO 閣僚会議に向けた意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案

新型コロナウイルス収束後の世界において保護主義圧力が高まり、今なお続く地政学的危機が広い範囲で国際秩序の混乱を引き起こす中で、日本と EU は WTO の強化及び改革を後押しすべきである。EU 及び日本は全世界の経済活動を再び活発化させ、さらなる自由化を推進することができるように、他の WTO 加盟国とともに多角的貿易体制の守護者である WTO を核とする体制、及び世界貿易の秩序を維持するための公正なルールの礎としての WTO 協定の価値観を守り、人々、資本、製品及びサービスのモビリティを確保すべきである。このため、WTO 及びその加盟国は、貿易及びグローバル化に対して表明された懸念を考慮に入れるとともに、多国間の貿易体制の関連性を確保し、現下の課題及び将来の課題に、より良く対応するための改革をさらに推進する必要がある。

このような観点から、BRT は、ジュネーブで開催され、2022 年 6 月 17 日に閉会した第 12 回 WTO 閣僚会議において閣僚宣言が採択されたことを歓迎する。

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 技術革新及びデジタル経済の根幹は電子的な送信の関税不賦課の広まりにあると指摘し、次回 WTO 閣僚会議までに WTO による電子的送信の関税上のモラトリアムを延長し、これを恒久化することで合意する。WTO が、サービス貿易の関税引上げの原則を認める場になってはならない。
- 新型コロナウイルス関連の治療薬や診断薬に関する知的財産権の保護を放棄し続けることを回避する。
- WTO の交渉の柱を強化し、グローバル・バリューチェーンの恩恵をより広範囲に広める。この点において、EU 及び日本は中心的な役割を果たさなければならない。
- WTO 施行の柱である WTO 上級委員会の適正な機能を保護する。このような状況のもとで、BRTは、第12回 WTO 閣僚会議が、2024年までに完全かつ優れた機能を有する、全加盟国が利用可能な紛争解決制度を構築すると約束したことを称えとともに、WTO 上級委員会を含む WTO の紛争解決制度に対して表明された課題及び懸念に対応することの重要性及び緊急性を認識しようとしたことを歓迎し、その重要性を強調する。
- 市場本位の貿易環境の重要性を再確認する。WTO 改革に関しては、特に産業向け補助金及び技術移転に関する WTO 規則の強化及び通告義務の順守改善の努力における、米国、EU、及び日本の三者間協力の継続を支持すると共に、WTO の全加盟国がそれぞれの実際の経済力に則り貢献を行うことを確保する。BRTは、e-コマースの貿易関連面に関する規則策定も支持する。
- 他の WTO 加盟国と協力し、グローバルなバリューチェーンを円滑に機能させるために不可欠なさらなる項目について探究する。これには、例えば、産業向け補助金、輸出規制の緩和、投資（円滑化）及び競争の項目が含まれる。さらに、EU 及び日本は、公平な競争条件を形成し、ビジネスの不確実性を軽減するような輸出コンプライアンス枠組みを構築する必要がある。
- 共同声明イニシアチブの下で、特にデジタル分野及び気候・環境分野での交渉を活発化させる。
- サービス貿易・投資の透明性をさらに高め、実行しやすくするため、サービスの国際規制に関して 2021 年 12 月 2 日にジュネーブで合意された規律を、EU 及び日本の全ての関連国内規制において完全に実施する。例えば、WTO 事務局への通知システムを導入することにより、全締約国によるレファレンスペーパーの完全実施を奨励する。すでに 68 か国が署名しているイニシアチブへの参加を他の WTO 加盟国に働きかける。これは全 WTO 加盟国にとって有益な協定である。
- 新型コロナウイルスパンデミックや今なお続く地政学的危機によるサプライチェーンの混乱といった世界の現状を考慮し、2015 年 12 月の合意通り、情報

技術協定（ITA）の対象品目・参加加盟国及び地域のさらなる拡大に向けた議論を主導する。WTO 全加盟国間の合意形成が困難な中、多国間ベースの交渉を維持・継続する上で ITA は重要な役割を担っている。

BRT は以下のように考えている。

- 第 12 回 WTO 閣僚会議は、ルールに基づく多国間貿易体制の利点を再確認する上で極めて重要であった。この会議は、政府及び企業経営者が近代的かつ効果的な貿易ルールを使用できる多国間及び複数国間の一連の成果をもたらすことができた。同時に、次回閣僚会議は、今後も引き続き具体的な成果を上げるべく、WTO 改革に関する議論を併せて進める必要がある。
- e-コマースに関し、次回閣僚会議では、国境を越えたデータの流れを保証するためのルール等、野心的で包括的、かつ商業的に意義のある成果が得られるように、真の意味での進展が図られるべきである。電子商取引協定は、データローカライゼーション措置、ならびにソースコード、アルゴリズム及び暗号に関連する機密情報の開示要求を禁止し、デジタル・プロダクトの無差別待遇を保証すべきである。WTO の支援のもとで財及びサービスの自由化を交渉するにあたっては、バリューチェーンの視点を取り入れることが重要である。その結果、真の効果が確実にもたらされる。なぜなら、国際貿易においてグローバル・バリューチェーンはますます重要な役割を果たすようになったからである。製品間及び部門間で不当な差別が生じない限り、自由化には環境物品協定（EGA）に関連する環境物品も含めるべきである。また、これらの協議を環境サービスにも拡大すべきである。これらのことは汚染及び気候変動との闘いに不可欠である。さらに、新型コロナウイルスのパンデミックのフォローアップとして、WTO は将来の危機において世界のレジリエンスを高めるような貿易・健康関連イニシアチブを検討すべきである。
- 新型コロナウイルスワクチンに関して知的財産権保護を行使しないという決定は、ワクチンの入手という現在の課題に対処しておらず、将来的に発生するパンデミックに対処しようとする取り組みを弱体化させるおそれがある。なぜなら、企業が研究開発投資に対する企業の意欲を削がれるからである。
- こうした観点から、BRT は、第 12 回閣僚会議が e-コマースに関する作業計画の協議を再開し、電子通信の関税に関する WTO モラトリアムの恒久化について合意したことを歓迎し、その重要性を指摘する。

WP-1 / # 03* / EJ to EJ

国際規格の適用と規制協力の強化

規制協力は、日欧両経済圏が経済的に繁栄するための鍵になると BRT は考えている。2019 年 2 月に日・EU EPA が無事締結されたことから、新規制が協定に基づく市場アクセスの便益を帳消しにしたり損なったりせず、二者間貿易に新たな障壁をもたらさないことを保証するだけでなく、両経済圏の規制協力をさらに拡大・強化することがますます重要となっている。これにより、EU と日本がより望ましいビジネス環境を形成し、最終的にこのような協力関係が他の二国間・多国間関係にも広がっていく。

総括的提言

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- EPA を土台として規則・規制・規格の調和をとともに目指す。この点に関して EPA が非常に大きな成功をもたらしたことは間違いないが、EPA が取り扱っていない分野、ならびに新たな分野及びテクノロジーに対応するために活動を継続しなければならないと BRT は考える。
- 国際規格が作成されていない場合、それが可能かつ妥当であれば、機能的に同等の要求事項に基づいて承認された製品の輸入・販売・使用の承認を受け入れる。
- 貿易と投資への障壁を生じるおそれのある政策が取られることを防ぐため、新しい規制動向が内外のビジネスに与える影響を調査する。
- 規制及び規格の調和に関して、産業界の経験に基づく具体的な活用事例を議論することで、産業界との密接な対話を実現させる。

BRT は以下のように考えている。

- EPA は規制協力の完璧な土台を形成するが、この機運が失われないようにこれが遅滞なく実行されることが重要である。
- 今、執行可能な規制の調和を実現させるためには、交渉中と同じようなものの考え方が必要となっている。
- 継続的な対話が必要だが、成果なき対話を避けるため、目標を明確に定める必要がある。

1. 共通の化学物質規制の設定

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 物質の危険有害性共通リスト及びデータの評価・共有に対する共通のアプローチ、ならびに危険有害性分類を確立する。
- 全面的な認証への第一歩として、EUと日本のいずれかで実施された試験結果を他方で実施されたものとして認定するシステムを確立する。

BRTは以下のように考えている。

- 共通の規制環境は、コスト軽減を通じて産業界に恩恵をもたらすだけでなく、価格の低下や一貫した保護を通じてユーザーと消費者にも恩恵をもたらす。

2. 共通の資源効率政策の策定

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 適正なインセンティブ、標準化された試験法、基準、及びEUと日本の環境製品宣言の共通形式を用いて資源・エネルギー効率の概念を広め、これらの政策が国際的に共有されるように互いに協力する。規制の調和を追求すべき分野は、材料リサイクル／リユース及びエネルギー回収の分野である。EUと日本の経済がサーキュラー・エコノミーになるためには、双方にとって不可欠な分野である。
- エネルギー効率規制、関連するラベル表示に関する規則、及び環境・炭素フットプリント・スキーム、サプライチェーンにおける情報転送のためのトレーサビリティツールの国際的調和を推進するために多国間レベルで協力する。

BRTは以下のように考えている。

- エネルギー・環境関連問題の多くを解決するためには、共通のアプローチを取るしかない。よって、EUと日本がISOとIECのレベルで、この分野におけるリーダーシップを発揮することが重要である。

3. AEOのメリットの拡大

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 認定事業者（AEO）により具体的なメリットを提供するために、規制協力のさらなる拡大を目指す。

- 輸入におけるさらなる自由、簡素化、及び責任を企業に与えることにより、企業の事務的負担を増やすことなく、実質的な利点を増やせるように注力する。

BRTは以下のように考えている。

- 各出荷物を適正に追跡する能力があることを示せるという点で企業にメリットのある、より円滑な物流システムが必要である。
- これは、違法な出荷に重点を置き、トレーサビリティの点で能力が低い企業を支援できるという意味で当局にとっても有益である。

4. UN 規則の採用と自動車分野における規制協力の推進

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 自動車規制の世界調和のためのフォーラムとして、国際連合欧州経済委員会（UNECE）と引き続き協力し、活動を促進する。
- さらに、相互承認の恩恵を拡大することにより、欧州と日本の双方の自動車輸出に関し、規制遵守の負担を軽減するための国連基準の採択を加速させる。
- 電気、ハイブリッド、燃料電池車、カーボンニュートラル燃料、自動運転技術、協調型運転技術等、環境に優しい、安全な自動車技術の円滑な市場導入が促されるように、国際的調和が図られた技術要求事項及び試験手順の確立に向けて協力する。

BRTは以下のように考えている。

- 共通の規制枠組みは、調和が重要であり、UNECE が適切な討論の場であるという強いシグナルを諸外国に送ることになるだろう。

5. 衛生植物検疫規制

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- SPS 枠組みをさらに調和させるために EPA を利用する。逸脱を防ぐために細かなレベルで調整を行う必要がある。ある市場で承認された製品が、さらなる試験や市場承認を要することなく他市場でも承認されたと見なされることを重要原則とすべきである。

BRTは以下のように考えている。

- EU と日本の優先課題であり、双方が多大なリソースを費やしている食品及び飲料の輸出拡大という目標を達成するためには、調和と相互承認が不可欠である。

WP-1 / # 04 / EJ to EJ 社会保険料の二重払いの回避

BRT は、日本と EU 加盟 13 か国の間で社会保障協定が結ばれたことを歓迎する。日本と EU 加盟数か国との間で交渉または事前協議が進められている。

BRT は EU 加盟国と日本に対し以下の点を求める。

- 年金保険料の二重納付が不要になるように二国間協定を速やかに締結する。
- 中間的措置として、被雇用者及び雇用者の年金保険料を免除するか、または本人が国を離れる際に本人と雇用者の両方に納付済み保険料を還付する規則を導入する。

BRT は以下のように考えている。

- 労働力の流動性の高まりや企業におけるグローバルな規模での異動と採用の必要性の高まりを背景に、社会保障協定の必要性も高まるだろう。

WP-1 / # 05* / EJ to EJ 気候中立の実現

気候変動は世界的な課題である。よって、BRT は、EU と日本が気候中立を 2050 年までに実現するという共通の目標を掲げていることを高く評価する。この目標の実現に向けた EU の取り組みは、「Fit for 55 Package」イニシアチブ及び「REPowerEU」計画等によく知られている。これらの取り組みは、例えば、2030 年までの EU の GHG 排出削減を 40%から 55%に修正することによってグリーン移行を加速させる。

しかしながら、気候中立への道のりはさまざまであり、多様な技術の選択肢が、気候中立への効果的な移行において役割を担う。さらに、炭素国境調整メカニズム (CBAM) については、EU と日本が進むべき道筋のビジョンやイメージを共有する前に、具体的方策に関する協議が行われている。

この点に関して、BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- WTO 等の国際ルールに沿った、気候中立に関連する透明かつ公正な国際貿易ルール及び制度を構築するために、強力なリーダーシップを発揮し、各国政府の協力を促す。
- 炭素集約度に基づいて炭素リーケージにしっかりと取り組み、CBAM の拙速な導入を防ぐための今後の方策について協議する。

- 洋上風力発電や再生可能エネルギーを活用した水素・アンモニア製造等のグリーンテクノロジー分野における規制協力を強化し、これらの技術の配備加速を後押しする。

WP-1 / # 06* / EJ to EJ BEPS 行動計画及びその他税制問題に対する提言

BRTは、国際的に公平な課税枠組み及び公平な競争の場の形成を支持する。BRTは同時に、税制はできる限り単純で透明性の高いものあるべきであり、企業に過度な事務的負担をかけるべきでないとする。

BEPS 行動計画

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- BEPS 行動の実施が、企業の事務的負担を増やすことのないよう保証する。
- OECDが提案するプロトコルに従って、多国籍企業の子会社ではなく、多国籍企業の最終親会社のみに関別報告書（CbCR）の提出を求める。
- 二国間及び多国間事前確認制度の締結促進を目指す。
- BEPS 行動 13 が求めるように、納税者に関する情報の秘密を保持する。
- 恒久的施設（PE）に関して金融サービス業界が広く実践するグローバル・トレーディング・ビジネスモデルに特に注意を払う。欧州諸国の税務当局は、グローバル・トレーディング・ビジネスのもとでオフショア・ブッキング・エンティティにブッキングするトレーダーは従属代理人の資格を満たすべきとの判断に基づき、租税査定を行う前に PE に最大限の注意を払う。
- BEPS 行動 13 及び行動 7 との関連の有無を問わず、新しい課税規則を実施する前に、他の地域の実施要件に最大限の注意を払う。
- 法令を遵守している納税者に無用の不安を与えない。また、2013 年に OECD/G20 各国が合意した通り、意図せぬ二重課税を防止する。

その他の税金問題

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 所定の時間枠の中で、条約に関わる紛争の解決を保証するためのメカニズムとして、日本及びEU加盟24か国を含む25か国が締結を約束した二国間租税条約において、強制力・拘束力のある相互協議事案仲裁にEU全加盟国及び日本を含める。

- 成長とイノベーションにつながり、遵守する側の企業と執行する側の税当局の双方の時間とコストを軽減する、より単純で、負担の軽い、理に適った税制を目指す。
- ロイヤルティ、利息及び配当の支払いが、できる限り広範囲に源泉徴収税を免除されるよう保証するため、二重課税をなくし、EU加盟国と日本の間の租税条約を近代化する。
- 経済的混乱を招かないために、現在 OECD で議論されているデジタル課税に関する合理的な枠組みを世界的に確立すべく協力する。

WP-1 / # 07* / EJ to EJ 新型コロナウイルス及び将来のパンデミック下における人の往来に関する二国間／地域間協定についてのタイムリーな交渉の実施

新型コロナウイルスの出現を受け、世界中の国が国境規制を課した。多くの場合、非居住者に対する制限であったが、特定の国籍保有者のみに入国を認めるという規制もあった。結果として、企業は経営トップの後任への引継ぎや、エンジニア等の短期・長期の専門人材や事業拡大計画に不可欠な人員の確保等、さまざまな面で困難に直面した。また、多くの中小企業は、現地に拠点を持たないことが多く、様々な市場への出張が可能であるという条件に依存しているため、負の影響を被った。こうした経験から、2つの地域を自由に往来できなければ、海外でのビジネス活動が妨げられることは明らかである。

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 渡航制限を中心とした将来のパンデミックへの対応に関する行動計画を立案する。
- 再びパンデミックが発生した場合には、日 EU 間におけるビジネス関係者の短期出張が可能になるように速やかに交渉を開始する。
- 新しい CEO 等の最高幹部及びエンジニア等のスペシャリストを支障なく迎え入れられるようにする。これは、海外子会社の円滑な運営において最も重要なことである。

BRT は以下のように考えている。

- 企業が必須サービスを提供し続けられること、また、優れた人材（CXO とスペシャリストの両方）が両地域に入国できることが重要である。当局が定める適切な健康プロトコルを遵守した上でこれを実現する。

日本に対する欧州産業界からの提言

WP-1 / # 08* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認、国際規格の可能な限りの受け入れ

産業界は今なお、国際規格または国際規制と調和しない規格及び製品認証に直面している。さらに、欧州規格（EN）や国際標準化機構（ISO）規格に準拠して発行されたものであるにもかかわらず、海外の承認の中には日本の政府機関によって認められていないものがある。これによって画期的な新製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性を認めながらも、ある市場で認証された製品が他の市場においても自動的に承認されるように、規格及び認証手順の調和、製品認証の相互承認、また調和規格が存在しない分野においては、機能的に同等な要件に基づいて承認された製品の輸入・販売または使用の相互承認を推進するよう日本に対して強く要請する。BRTは、特に次の分野に重点を置くよう日本政府に提言する。

自動車

原則としてEPA合意は、「日本及びEUの双方が、製品の安全性及び環境の保護に関して同じ国際規格で完全な調和を図ること」を保証する。「これは、欧州の自動車にはEUと日本において同じ要求事項が適用され、日本への輸出に際して再度の試験及び認証が不要であることを意味する」

しかしながら、この分野においては協定の理想と現実の間に大きな乖離が見られる。その原因は、最長7年間にわたる移行期間、いくつかの適用除外、及び一部分野における特殊規定である。概して、協定は現状を大きく改善するに至っていない。

協定の現行規定のもとでは、改善は漸進的でありスローペースになるおそれがある。特に排出／燃費という重要な分野において、この食い違いが続くことが予想される。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 排出ガス基準値を含む独自の規制を撤廃する。
- 現在、協定で取り扱われていない分野においてさらなる調和を促進する。
- 特に排気／燃費の分野で、EPA が意図する通り、車両を日本に輸出する際に、試験及び認証を再度受けずに済むようにすることを含め、EU 認証の承認を任意から必須条件に変更する。

- 自動車ワーキンググループを活用し、意図された変化の加速と調和に向けた取り組みの拡大を通じてこの分野におけるメリットを高める。

鉄道

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 適合性評価のための国家システムの導入に力を入れ、試験及び認証の相互承認を促進する。あらゆる鉄道関連セクターの内外企業を含む、日本政府主導のワーキンググループを設立すべきだとBRTは考える。
- 日本の事業者が必要とする規格及び試験が透明な形で伝達され、欧州のサプライヤーがこれらの要求事項を満たし、これを超えることができるようにさらなる配慮を払う。
- 他国での導入が困難な日本独自のソリューションを製作するのではなく、より多くの既製ソリューションを普及させるべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 国家の試験スキームはサプライヤーのコスト削減につながると同時に、政府もまた、鉄道関連会社が適正な安全要求事項を満たしていることを確認しやすくなる。

加工食品

EPAは関税引下げを提案しているが、企業の規制環境には未だに変化がない。これは、往々にして日本特有の要求事項を満たすために、企業が膨大なリソースと資金を費やさなければならないことを意味する。

BRTは日本政府に対し、以下の点についてEU政府と協力するよう求める。

- 欧州の承認及び試験方式を認可する。
- 国際的に承認された食品添加物及び酵素との調和を図る。
- 放射能検査の必要性に関する規則の調和または相互承認を図る。

BRTは以下のように考えている。

- 欧州の承認及び試験結果の認可が増加すれば、日本の消費者は、より種類豊富で廉価な欧州製品の恩恵を受けられる。

WP-1 / #09* / E to J 自主検定及びリスクアセスメント

生産サイクルが短縮されたことに伴い、リスクアセスメント及び自主検定がますます普及してきた。これは市場に製品を導入するまでの時間を短縮すると同時に、企業がしかるべき責任を負うようにするためである。自主検定は日本でも用いられているが、政府または第三者の承認が必須とされることが多い。製品の例としては、基地局、食品接触材、非侵襲性医療機器、電気製品等が挙げられる。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 人命、動物及び植物の保護に十分な配慮が払われるよう保証しつつ、自主検定の利用を拡大する。

WP-1 / # 10* / E to J 風力発電

日本が CO2 排出目標を達成し、2050 年にネットゼロを実現するためには、風力エネルギーの開発が不可欠である。現在、近代的でコスト効率の良い風力タービンには、大規模送電網から独立の地方送電網まで、あらゆる種類の既設電力網と円滑に連系する高度な技術が搭載されている。昨年発表された「第 6 次エネルギー基本計画」は、2050 年のカーボンニュートラル実現に向けた日本のロードマップである。この計画は、再生可能エネルギーを主要電源と位置づけ、政府は再生可能エネルギー強化を優先することを宣言した。こうした背景のもとで、政府は 2030 年までに発電量に占める自然エネルギーの割合を 36~38%にすること、及び 2030 年までに 5.7GW の洋上風力発電所を設置することを目標に掲げている。

BRT は日本政府に対し以下の点を求める。

- 洋上風力発電所認証手続きの抜本的な改革を実施する。現行制度は、長期間を要する予測不可能なプロセスを引き起こす。これが早期の決算処理及びその後の COD のボトルネックになっている。
 - 認証取得までの期間：認証手続きは 1~1.5 年で完了すべきである。欧州ではこれが一般的となっている。現在日本では 3~4 年かかる。
 - 言語：すべてのコミュニケーションにおいて英語の使用が認められるべきである。
 - 書類ベースの審査手続き
 - 国際認証及び国際規格の使用の拡大

- 日本は、ラウンド2及び3のプロジェクトの全部または大部分が2028年から洋上建設活動を開始し、2030年までに風力発電所を稼働させられるように、すでに選定された積出港（秋田、能代、鹿島、北九州）の拡張・整備、及び追加的な積出港の開発（またはそのいずれか）を行い、望ましくは2027年までに準備を整えるべきである。
- 洋上風力発電関連プロジェクトにおいて、外国船籍船及び当該船舶での外国人船員の使用を可能にする。

WP-1 / # 11* / E to J 自動車

軽自動車及びその他の自動車は、租税、保険及び駐車規則の面で相変わらず異なる取り扱いを受けている。経済産業省（METI）と日本自動車工業会（JAMA）は、課税における格差レベルを1:2に縮小することを提案したが、現時点で軽自動車とサブコンパクトカーの基本的な税率の差（1:3.3）は受け入れがたいほど大きく開いたままである。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 軽自動車とその他の乗用車を税と規制の両面で同じ条件下に置く。

WP-1 / # 12* / E to J 運送・物流

BRTは、WP-1 / #03 / EJ to EJに加え、運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これらの事業者に対して実質的な利点がもたらされるよう、認定事業者（AEO）制度を改定することを日本に対して提言する。さらに、企業が認定事業者（AEO）のステータスに本当の意味で魅力を感じられるように事務負担を軽減する必要がある。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 検疫関連規則が適用される製品については、保税倉庫を最初の寄港地として取り扱えるようにする。
- 海上輸送については電子荷渡指図書の使用を促進する。
- 現在、多くの日本企業は大手企業を含め、未だにファックスと書類による発注を使用していることから、物流業界のデジタル化を率先して推進する。
- スマートボックスをコンテナの一部とすることを許可する。これを貨物の一部として申告しなければならないのは日本のみである。このため、スマートボックスの輸入申告を行わなければならない。
- 輸入申告時に 100 項目以上の記載ができるようにする。

BRTは以下のように考えている。

- よりシームレスでフレキシブルな輸送セクターは、貿易全体の流れに好影響を与え、EPAが提供する市場へのアクセスの向上をますます促進するだろう。

WP-1 / # 13 / E to J 航空機

羽田D滑走路の重量制限は、欧州製航空機の使用を妨げる障害であり、羽田空港の国際線発展拡大を阻む障害でもある。これらの重量制限を再検討し、エアバス製A380やA350等の新型・大型航空機の運用を可能にすべきである。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- これらの重量制限を再検討し、エアバス製 A380 や A350 等の新型・大型航空機の運用を可能にする。これは、A380（コード F 航空機）と同じカテゴリーに属する 747-8i の承認に合わせて実行されるべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 日本が外国人旅行者受け入れを再開し、訪日外国人旅行者数が新型コロナウイルス発生前の水準を超えた場合、羽田の発着枠は限られているため、上記のような航空機が不可欠となる。

EUに対する日本産業界からの提言

WP-1 / # 14 / J to E 化学品規制

CSS (持続可能性のための化学物質戦略)

BRTはEU政府に対し、以下の点を求める。

- EU政府がCSSの有害物質のない「汚染ゼロ」目標実現のために検討中のREACH・CLP規則改正を始めとする行動計画は、化学物質の適切なリスク（ハザード×曝露）評価に基づいて推進すべきである。
- 本行動計画により、適切なリスク管理によって安全に使用できる、持続化社会を実現するために欠くことができない化学物質が、市場から排除されないよう、要請する。

BRTは以下のように考えている。

- EU政府は、有害物質のない「汚染ゼロ」の実現のため、化学物質の制限・禁止を従来よりも対象を広範囲とし、かつ加速させる必要があるとして、REACH規則の原則であるリスクベースではなく、ハザードに主眼を置いて進めることを考えている。
- 一方で、化学物質は、ありとあらゆる製品・技術に不可欠なものであり、ハザード重視で制限・禁止を行った場合、代替物質がない多くの関連製品・技術が消失し、社会に重大な悪影響をもたらすおそれがある。
- EU政府の「汚染ゼロ」の理念は理解できるが、化学物質は、リスクを適切に管理して使用すべきものであり、ハザードを重視して化学物質を制限・禁止しようとする考え方は受け入れ難い。
- また、EUで持続可能な投資促進のために施行されたEUタクソノミーにおいても、「汚染防止と管理」が環境目標に設定され、ハザードを重視した「懸念物質リスト」が作成されて、汚染を減らすために安全な代替物質に置き換えていくとされている。これらの物質の製造は著しく抑制されることになり、持続化社会の実現に必要不可欠で、適切なリスク管理によって汚染を回避できる化学物質が、科学的な議論を経ずに市場から排除されることを懸念する。

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- 複数のセクターで使用される各化学物質の健康／環境への影響を評価する際には、正確な曝露状況及び各セクターの使用量に応じたリスク評価基準を法制化する。

BRTは以下のように考えている。

- CSS の行動計画のもとでの「一物質、一評価」プロセスの確立は、特に業種によって使用量が大きく異なる場合に、危険有害性評価基準に基づく特定セクターへの過度な規制につながる可能性がある。

REACH

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- 現在、欧州委員会で協議中の REACH 規則の見直しにおいて、ポリマ登録制度が検討されているとのことだが、このポリマ登録については、他国の制度と同様、人の健康や環境への懸念の高いポリマのみを登録し、低懸念ポリマは登録免除する制度とする。
- このような理由から、EU は国際的調和（整合化）にあたって、低懸念ポリマ（PLC）の概念を導入し、登録要件の適用を除外する PLC の特定に関して科学的に妥当で明確な基準を策定すべきである。
- 新しいポリマ登録制度を導入する代わりに、輸入ポリマに関する現行の構成モノマ登録制度を廃止する。

BRTは以下のように考えている。

- EU域外からポリマを輸入する際に事業者が義務づけられている構成モノマの登録制度は、EU域内からポリマを調達する場合には不要であり、不公平な制度である。特に、EU域外の調剤メーカーは、自らポリマを製造せず、サプライヤーから購入して調合することが多く、登録に必要な各種のモノマ情報をサプライチェーンに遡って入手するための作業負担が重く、一種の非関税障壁となっている。

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- REACH には多くの非常に信頼できる化学データがあり、EU 政府にはデータ共有に向けた国際的な取り組みに関してイニシアチブを取るという特権が与えられている。こうした状況を踏まえ、EU 政府は、例えば国際的なデータ共有を目的とする規則または指針の策定を通じて、EU 域外の他の化学物質規則の申請者とのデータ共有を REACH 登録者に働きかけるべきである。

BRT は以下のように考えている。

- REACH 登録のために取得された物性・有害性データを他国の化学品管理法に基づく登録等に活用することは、人健康・環境の保護のためには重要である。さらに、データ取得のための試験の重複を回避できることや動物を用いた有害性試験の重複回避による動物愛護にも有意義である。しかし、最近の韓国化評法に基づく登録対象既存化学物質の登録を例にすれば、REACH 登録データ所有者と韓国化評法の代表登録者との交渉が難航して、やむを得ず独自に試験を実施してデータを取得した等、問題となるケースも生じている。交渉相手が明確でないことや適正な費用の負担に関するルールがないのが現状であり、これは、今後予定されている、英国 REACH、トルコ KKDİK 規制（トルコ REACH）、及び台湾毒性及び懸念化学物質管理法に基づく登録でも同様に起こりうるものとする。

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- REACH に基づく物質評価が一旦完了した時点でその結論を尊重しなければならず、新たな知見やデータが明らかになった場合を除き、修正されたり、覆されることがないようにすべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 新たな科学的情報がないにもかかわらず、REACH プロセスで正式に決定された物質評価の結論が、単に考え方の違いによって、EU 各国（Member States）から後日異議を申し立てられ、覆されれば、規制に基づく決定の信頼性と予測可能性が著しく損なわれることになる。

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- エッセンシャルユースであるかどうかについては、慎重に検討すべきである。
- 認可・制限の改革では、リスクベースの評価、社会経済的評価は残されるべきである。
- ジェネリック・リスクマネジメント・アプローチ (GRA) の利用拡大においては、作業環境の適切なリスク評価、設計段階からの安全への配慮、個人保護具やトレーニング等の対策による安全確保を条件に GRA の使用を認めるべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 最新の科学的な手法に基づくリスク評価と、化学物質の社会的な有用性のバランスを取ることが、化学物質管理における基本的な考え方である。
- エッセンシャルユースかどうかではなく、リスクを管理できるかどうかと便益の大きさが重要であるべきであり、エッセンシャルユースを現在の物質情報や用途情報だけでなく予見可能な将来の社会的有用性の観点で定義することは困難と考える。
- 認可の明確化・簡略化に加え、制限維持が最も良い提案であると考え。
- GRA が消費者用途で効果的である場合の多いことは認めるが、専門家用途まで拡大する提案は、社会にとって有用な物質の専門家による活用の機会を失うことになりかねないと考え。

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- REACH 登録トン数域 1-10t/年と 10-100t/年の統合において、動物実験を含むハザード情報の増加は、過剰要求であり、負担軽減が最大限考慮されるべきである。

BRT は以下のように考えている。

- EU 委員会は、1) 認可は企業や当局に大きな負担をかける、2) 制限のプロセスは時間がかかりすぎている、といった理由から、主にシステムを簡素化するために、REACH の再検討を行っている。しかしながら、BRT は、持続可能な社会を構築するためには、法的手続きの迅速化や負担の軽減よりも、科学的なリスク評価と費用便益評価に基づく決定が重要であると考えている。また、REACH 改正で挙げられている項目について、現在の科学水準に基づき、化学品管理制度の国際調和を考慮した上で、設計されることが重要であると考えている。
- ハザード情報が増えても環境や健康の保護につながらない。また、低トン数領域のビジネスへの影響が大きいと考える。
- 混合物への意図しない曝露に関連するリスクを低減するためには、短期及び中期的には、混合物評価係数が最も適したアプローチであるとの結論は性急と考える。なぜなら、組合せ効果の評価に関して世界的に認められた方法がないからである。
- 物質の環境フットプリント（気候、天然資源、生物多様性への影響等）に関する情報提供について、手法が標準化されていない状態でグローバルな整合性もない中、当該手法論を REACH に組み込むことは時期尚早と考える。

CLP 規制

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- CLP 規則への新しい有害性クラス（内分泌かく乱物質、PBT/vPvB、PMT/vPvM 等）の導入は、UN GHS との統合後に行うべきである。
- CLP が国連 GHS に先駆けて新しい有害性クラスを導入するのであれば、欧州における持続可能な社会の構築に必要な製品を含むグローバルなサプライチェーンへの影響を最小限に抑えるべきである。
- 新たな有害性クラスを導入する場合には、SDS システムのアップデート、内分泌かく乱物質を分類する関連試験機関の確保、試験機関による評価が現実的に可能となる時期の判断等を考慮すべきである。また、グローバルサプライチェーンの混乱防止及びガイドラインの策定も必要である。
- この新しい有害性クラスは世界初の有害性識別であるため、少なくとも 5 年の導入期限を設定すべきである。
- 別途議論が進んでいる CLP 規則の対象製品拡大については、EU 市場への影響がそれ以上に大きいことが予想されるため、慎重に検討すべきである。
- その有害性クラスの定義については、公の場で科学的に議論され、決定されるべきである。
- 材料の耐久性は持続可能性のための材料特性として重要であり、リスクを最小限に抑えた PBT 物質の使用は不可避と考える。また、PMT/vPvM の概念は、使用制限物質ではなく、モニタリング対象物質を選択する基準として導入すべきである。
- 内分泌かく乱については、国際的に合意された評価方法も判断基準もないため、導入は時期尚早と考える。また、内分泌かく乱は作用機序であり、有害性ではないことに注意しなければならない。

BRT は以下のように考えている。

- UN GHS への導入に先立って CLP 規制に新たな有害性クラスを導入することは、UN GHS の基本原則（すなわち国際調和）に反し、国際的な整合性を損なうことになる。

内分泌かく乱物質への適切なアプローチ

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- 内分泌かく乱物質と疑われる化学物質を SVHC に指定する場合は、その判断をより慎重に行う。

- EU 政府は、内分泌かく乱作用に関する用量と有害影響に関わる問題を解決するための取り組みを、具体的な期限に定めて進めるべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 内分泌かく乱物質については、2019 年 1 月に SVHC に指定された 3-ベンジリデンカンファーのように、ある一部の生物に対し内分泌系への作用による有害影響が確認されたとの理由で、人や環境生物に有害影響をもたらす懸念のある内分泌かく乱物質とみなされ、後述の未解決の問題があるものの、SVHC に指定されるケースが見られる。一方、市場では、SVHC に指定された場合、将来、認可対象物質に指定される可能性を見越して、実際の影響の程度が明らかとなる前に市場から物質が排除される傾向にある。
- 内分泌かく乱による有害影響の閾値は存在するか否か、閾値は測定可能か否か等、内分泌かく乱作用に関する用量と有害影響に関わる問題は未解決なままである。
- 2020 年 12 月 4 日からパブリックコンサルテーションが開始された「非単調の曝露量・効果の生物学的妥当性及びリスク評価への影響に関する EFSA 学術委員会の意見（EFSA Scientific Committee Opinion on biological plausibility of non-monotonic dose responses and their impact on the risk assessment）」に関連する活動等を歓迎する。また、科学的知識に基づくリスクベースの評価法の確立に向けての開かれた議論の継続を高く評価する。

フルオロケミカル

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- PFAS の規制に関する「制限案発意レジストリー（RoI）」の公表に関し、EU 政府は社会経済的評価を十分に考慮して規制レベルを決定すべきである。耐薬品性、耐候性等の特徴を有する PFAS は、将来的に欧州グリーンディール政策の実現及び EU 経済の持続的成長に大きく貢献することが期待されるためである。
- PFAS の制限提案に関する ROI では、PFAS 全体を一括規制するようなことが示されているが、一言で PFAS といっても、様々な性質、物性及び安全性をもつ多種多様な物質が含まれている。個々の PFAS 類の特性や安全性を考慮せずに、すべてを一括規制するようなことは科学的ではなく、安全で有用な物質にまで不必要な規制がかけられ、社会的な損失をもたらすことにつながる懸念がある。必要に応じて科学的根拠に基づいたグループ分け等を行った上で、対象物質あるいは代表物質についての科学的データに基づいたリスク評価結果に応じて、当該物質あるいはグループで規制の要否を判断すべきであると考える。

BRT は以下のように考えている。

- PFAS 規制のための分類法は予防原則に基づいた取り組みと理解するが、人の健康及び環境へのリスクと社会的貢献度は適切に比較されるべきであり、貢献度がリスクを上回ると判断される場合には、PFAS の用途及び使用の制限を緩和することが必要と考える。
- EUグリーンディールの温室効果ガス削減目標（2030年までに1990年比で55%以上削減）を達成するために、規制のための分類法の導入は、現行規制（例えば、F ガス規制（Regulation (EU) No 517/2014）との二重規制にならないよう慎重に適用すべきと考える。
- PFAS の有効な測定方法及び評価方法が確立されていないことから、サプライチェーンマネジメントに大きな混乱が生じることが懸念される。

欧州特定有害物質使用制限指令（RoHS）

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- EU 政府は、RoHS 指令と REACH 規則の運用における調和・一貫性を今後とも堅持し、以前に解釈が割れて問題となった成形品中の SVHC 濃度判定基準のように、サプライチェーンでの対応に混乱を生じないように、事前の確認・調整に配慮すべきである。

ナノマテリアル

BRT は EU 政府に以下の点を求める。

- ナノフォームに関する登録文書の必要記載事項を新たに規定した REACH 規則付属書に関し、OECD テストガイドライン、グルーピングツール等の知見やツールを登録者が全て入手できるわけではないという点を考慮した上で、文書の適合性を評価すべきである。
- ナノフォームの定義の改定においては、国際的調和に十分な注意を払う必要がある。

BRT は以下のように考えている。

- 付属書で求められているナノフォームに関する評価試験法、ツール等は整備途上である
- Commission Recommendation of 10.6.2022 on definition of nanomaterial にて、長さ、直径及びアスペクト比に基づいてナノマテリアルが定義付された。この

定義を各法律に適用する際には、新たなナノマテリアルの指定によって起こる影響について、今後も注意深く検討する必要がある。

- 新たな勧告の実施後は、個々のセクターが改訂版定義に従ってセクター内部での定義を更新することが予想される。セクターによって周囲の状況が全く異なるため、セクターの独自性を認めるべきである。

WP-1 / # 15 / J to E 欧州域内事業課税 (BEFIT)

- 加盟国が簡素で理に適った税制を維持し、成長と投資の促進に重点を置くことをBRTは期待する。
- BRTは、全世界の国々が目指すような、世界のベストプラクティスと位置付けられる法人税制を立ち上げるようEUに働きかける。

WP-1 / # 16 / J to E 持続可能な欧州の未来

企業の持続可能性及び責任ある企業行動 (RBC) に関する政策

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- 持続可能な開発及び自由競争に基づく社会的市場経済というEUの目的を実現するとともに、悪影響を緩和しつつ好影響を最大化するための個別取組と全体取組の双方を促進できる環境を形成するという点に関して政策を一貫させる。
- 持続可能な未来に向かうための強力なツールとして、対話を支援する。「貿易と持続可能な開発 (TSD) に関する委員会」は、持続可能性に関してEUと日本のプラットフォームになるとBRTは考える。この委員会はオープンで透明性のある議論の場であり、産業界の参加を広く求めるべきである。これは、日本とEUの間でベストプラクティスを交換し、日欧双方地域と全世界において未来の政策の道筋に関する意見を集める上でも特に有益である。

開示と透明性 (EU 企業サステナビリティ報告)

BRTは以下のように考えている。

- 企業サステナビリティ報告は、企業とそのステークホルダーの間における当該企業の価値創出プロセスのためのコミュニケーションツールであると同時に、企業が長期的なビジネスモデルや戦略を策定・評価することを可能にする内部管理ツールでもある。したがって、サステナビリティ報告は、企業が単なるコンプライアンスツールとして使用する確認手続きであってはならないというの

がBRTの考えである。一方、持続可能性報告基準が企業に過度の管理負担を強いることがあってはならない。これは、欧州グリーンディールの達成に不可欠なイノベーションの創出と実現に向けた幅広い取り組みを阻害するからである。

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- 企業の二重報告を避けるため、EUの持続可能性報告基準を作成するにあたって国際的な相互運用性を高める。EU報告基準は、ISSBのグローバルベースアプローチに沿って、企業がすでに国際的枠組に基づいて報告している内容に加え、ESRSの追加的要求事項のみを報告することを認める必要がある。
- EU基準の同等性メカニズムを明確化し、ISSBを同等の基準として認める。
- 企業にかかる負担と使用者にとってのデータの使いやすさを十分考慮する。
 - 報告の有効性と信頼性を高めるために、優先順位付けと段階的アプローチを採用する。
 - あまりに詳細で細かい二重のマテリアリティ要求事項は、企業のマテリアリティ評価の大幅な再編につながるおそれがある。
 - 企業が、全く新しい、複雑な構造の要求事項を含むタクソノミー開示要求事項に同時に対応しなければならないことを認識する。
- 企業が投資家とステークホルダーの信頼を深めるための、同等に価値のある手段として対話を強調し、対話をPDCA（計画・実行・評価・改善）マネジメントサイクルに組み込むことによって企業の社内実務の改善を活用する。対話は、リスクマネジメントとイノベーションの文化を育てるための強力な手段である。対話を通じて、さまざまな文化の企業が起こりうる将来のリスクについて意見を交換し、協力の機会を探ることができる。

コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンスと強制労働

持続可能なコーポレートガバナンスの実践にはステークホルダー・エンゲージメントが不可欠であるため、BRTは、ステークホルダーの関心の多様性を認識する必要性を強調したい。BRTは、企業の経営プロセスにおいてデューデリジェンスを強化するというEUの高い志を支持し、「害悪を及ぼさない文化」を奨励することの重要性を認識する。

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- デューデリジェンス義務付けを実行可能なものにし、企業に高レベルの法的確実性を与える。
- EUの枠組みを、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）やOECD多国籍企業行動指針（OECD MNE 指導指針）等の国際基準と確実に整合させる。

企業の事業やバリューチェーンはEU域内にとどまらず、第三国にも深く根を下ろしていることから、国際的整合が極めて重要である。

- サプライチェーンの根本的問題を解決するために、産業界及び諸外国と協力するよう各国政府に求める。BRTは欧州委員会に対し、信頼できるデータベースを構築するとともに、ガイドライン、及び企業が専門助言を求めることができるヘルプデスクを設けるよう要請する。
- 新しい要求事項を遵守するための態勢を整え、リソースを確保するための十分な準備と時間を企業に提供する。こうした新しい要求事項の適用は、新しい要求事項の有効性を保証するための定期的見直しを行いつつ、漸次段階的に実施するほうが現実的だとBRTは考える。
- 強制労働法規の観点から、EU自己分類規則（WTO規則に反する）によるブラックリスト作成は行わない。（往々にして無責任な操業を行う）企業から高リスク市場への参入意欲を奪うだけで、世界のサプライチェーン全体で強制労働問題の根本原因が解決されるわけではないからである。
- EUに輸入される製品に強制労働が使われていないことを通関時に証明するよう求めない。そのような証明を企業が単独で準備することは難しいからである。